

薬生発1206第3号
令和元年12月6日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行について（あへん法関係）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の
整備に関する法律（令和元年法律第37号。以下「改正法」という。）について
は、本年6月14日に公布されたところです。

このうち、あへん法（昭和29年法律第71号）の改正の趣旨・内容等は下記のとおり
ですので、御了知の上、貴管下関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、
その実施に遺漏なきようお願いいたします。

記

第1 改正法の趣旨・内容

改正法においては、各制度における資格・職種・業務等から成年被後見人等を
一律に排除する規定（欠格条項）に関する見直しを行っている。

あへん法についても、第13条第2号に掲げる欠格条項を削除するとともに、
その他所要の改正を行うもの（改正法第85条関係）。

第2 施行期日

改正法附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（令和元年6月14日）

以上